

目的 (第1条)

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のため、中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置を促進することにより、中小企業の振興及びその労働者の職業の安定その他福祉の増進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与すること。

基本指針 (第3条)

厚生労働大臣・経済産業大臣は、中小企業者が行う労働力の確保を図るための雇用管理の改善に係る措置及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善に係る措置に関し、基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定める。

(基本計画に定める事項)

- ・中小企業における経営及び雇用の動向に関する事項
- ・中小企業者が行う雇用管理の改善に係る措置の内容に関する事項
- ・その他中小企業者が雇用管理の改善に係る措置を行うに当たって配慮すべき重要事項

改善計画の認定 (第4条)

都道府県知事

※計画の内容が厚生労働大臣及び経済産業大臣が策定する基本指針に照らして適当な場合に認定

計画の提出

事業協同組合等

労働環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業(以下「改善事業」という。)であって、

- ① その構成員たる中小企業者の労働力の確保を図るためのもの
 - ② 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するもの
- についての計画

中小企業者

改善事業であって、

- ① 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの
 - ② 新たな事業の分野への進出若しくは事業の開始に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資するもの
 - ③ 実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資するもの
- についての計画

認定の効果

1. 雇用管理改善等の取組に対する助成及び援助等の措置(第7条)
2. 改善計画に基づく措置に必要な資金について金融機関の保証する信用保証協会は、中小企業金融公庫に再保険をかける際に、通常の保証と別枠で保証を受けること等ができる。
(中小企業信用保険法の特例)(第10条)
3. 中小企業投資育成株式会社が中小企業者育成のため中小企業者が発行する株式を購入する場合の対象を通常より拡大(通常は資本金3億円以下の中小企業者に限定。認定組合等の構成員たる中小企業者及び認定中小企業者については、資本金3億円超も対象)する。
(中小企業投資育成株式会社法の特例)(第12条)
4. 改善計画の認定を受けた事業協同組合等に対して、その構成員たる中小企業者が労働者募集を委託する場合、受託者の届出により実施可能とする(原則は個々の中小企業者が厚生労働大臣の許可を受けることが必要)。(職業安定法における委託募集の特例)(第13条)